# 施設長部会・事務部会合同研修 報 告 書

浜田市保育連盟会長 山 﨑 央 輝			施設長部会長 煙艸のぞみ 事務 部会長 引地 牧子		
開催日時	令和4年11月10日 14:00~16:30	開催場所	浜田市総合福祉センター 会議室	記録者	安城(杵束)保育園 佐々本 厚子
出席園	17園 27名			欠席園	うみかぜこども園 三保保育園

講 師 : 社会保険労務士法人 村松事務所

所長 特定社会保険労務士 村松 文治 氏

事前アンケートに回答していただく形で研修を行いました。

1. 時間外労働の上限規制について (テキスト「労働関係法のポイント」P19~ 参照) 36 協定で定めた範囲を超えないこと。時間は長めに設定しておくとよい。

## 2. 年次有給休暇の取得について

- ・産休明けなどの場合、年休の切替時期の兼ね合いで年5日取得の義務が不可能な場合もあるが、可能な範囲で取得させる。年5日取得させていないことが判明した場合、労基署からの 是正勧告→是正報告となる。悪質な場合は司法処分。(例はあまりない)
- ・年休取得を推進するためには計画年休を導入する方法もある(テキストp16~19)。
- ・時間単位の年休取得は義務ではないが、労働者にとっては使いやすいためか、導入する事業 所が増えている印象がある。管理が煩雑になるので工夫する。時間単位の場合は5日の有休 取得義務には含めない。半日単位の取得は含めてよい。
- 3. 労働時間の客観的な把握について (テキスト p27~) 長時間労働者の面接指導の為のもので、労働安全基準法で明確にされている。
- ・把握の方法 タイムカード、PC のログ等が原則。例外として自己申告等も認められる。 始業時刻と出勤時刻の差は常識として15分程度の範囲内が望ましい。

#### 4. 産業医・産業保健機能の強化について

- ・50 人以上の事業所には産業医選任が義務。特定保健相談指導は年2回まで無料。 健康診断結果について医師の意見を聞くことが必須となる。
- ・ストレスチェック…50人以下の事業所は努力義務となっている。
- 5. 同一労働同一賃金 (テキスト p 75~)

正規社員と非正規社員との格差を解消するための法律。

・不合理な待遇差の禁止(均衡) 差別的取り扱いの禁止(均等)

- ・考慮する要素①職務の内容 ②職務の内容・配置の変更範囲 ③その他の事業
- 賃金について

時間単価があまりにも違うのは望ましくない。テキストp26の時間単価の考え方を参考にして時給を計算し、労働者の納得を得る。通勤手当も日額計算してみて合理的かどうかを判断する。

- ・待遇には、賃金、手当、研修等の教育訓練、福利厚生も含む。
- ・待遇に関する説明は、雇い入れ時、説明を求められた時、労働者を派遣しようとする時に行 う。

#### 6. その他

- ・再雇用でフルタイムパートとなった職員は70歳まで社会保険加入となる。
- ・定年年齢を伸ばしても、賃金を上げ続ける必要はない。常識の範囲で規定可能。
- ・休憩時間は自由に使える時間である。外出も自由。所在を明らかにしておくなど常識の範囲 内での配慮は必要。

#### 7. 育児介護休業法

産後パパ育休制度が創設された。労使協定の例が厚労省 HP からダウンロード可能。

### 8. ハラスメントの防止 (テキストp72~)

職場のハラスメントは3種類 ①パワハラ ②セクハラ ③マタハラ等

・パワハラとは…①優越的な関係を背景とした②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により③労働者の就業環境が害されること (3つをすべて満たすもの)

部下から上司、同僚同士の場合もある。本人が傷ついたかどうかは無関係。

- 一方的に行われるものがパワハラで、けんかなどは該当しない。
- ・事業主の対応
  - ① 事業主の方針を周知する ②相談窓口を周知、整備 ③迅速かつ適切な対応 ④併せて 講ずる措置(プライバシー保護、事実関係の確認協力、不利益な取り扱いをされない等 の定め等)

ハラスメントを放置せず法人として取り組むことが必要。

#### 9. 質疑応答

(撮影:事務部会日常業務研修グループ)



●施設長部会・事務部会合同で労務管理研修を行いました。(2022.11.10)

※この報告書全文は連盟 HP 会員向けページに掲載します。又、下欄は活動報告ページに掲載します。